JTSU-E
Hachioji MAIL NEWS
JR東日本輸送サービス労働組合 八王子地本
JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION - HACHIOJI
ホームページ
2020.10.30
No. 048
Twitter

八地申
第10号
１０月２８日
提出！

出先地でのアルコール検知器故障による運休の責任を乗務員へ転嫁せず、リスクマネジメントを徹底した安全な鉄道を創り出す緊急申し入れ

2020年10月15日、中央快速線三鷹駅4時40分発423Tは乗務員急病を理由として三鷹～豊田駅間を運休とする事象が発生しました。当該乗務員は、起床点呼時にアルコール検査を実施したところ1回目は0.18表示、5分後に行った2回目は0.19表示であったことから管理者が乗務不可と判断し、代替え乗務員の手配を行いました。しかし、代替え乗務員がアルコール検査を行ったところ0.17表示となり、当該列車は回送扱いとなりました。さらに、豊田運輸区から向かった運転指導担当が同検知機で検査をしたところ1回目は0.15表示、2回目は0.14表示となり、原因はアルコール検知機の故障と判断されました。

本事象発生前の10月11日には、青梅駅において非番の乗務員がアルコール検査を行ったところ0.06表示となり、検知器の故障として取扱われています。このように短期間で同様の事象が連続発生していることからも検知器のメンテナンス等に問題があることは明らかです。また、同事象が連続して発生しているにも関わらず、出先地でのアルコール検査が導入されて以降、故障時の取り扱いは電源が入らない等の故障のみしかなく、故障時の乗務の可否についての判断や統一したフローがないことは企業としてのリスクマネジメントが低下している証左であると言えます。

さらには、原因が検知器の故障であるにも関わらず、現場では「注意喚起　薬服用時の注意点について」としてアルコール成分が含まれている薬の服用を注意するように指導されていることは、企業のリスクマネジメント能力の低下と社員個人の問題に切り縮め、責任を転嫁しているものであり到底認められません。職場社員は、睡眠を目的とした乗務の中断時間で飲酒することは絶対ないと確信しているにも関わらず、事実が明らかにされないことにより不安の声が多く挙がっています。早急に事実を明らかにし、全乗務員の不安を取り除き、安心して乗務に集中できる労働環境を構築することが必要です。

したがって、下記の通り申し入れました。

１．今事象の時系列と原因、管理者の取扱いを具体的に示すこと。

２．アルコール検知器の使用期限を明らかにすること。また、検知器のメンテナンス実績を明らかにすること。

３．今事象は、乗務員急病ではなくアルコール検知器故障であることから、全社員に事象を明らかにした上で、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準」の一部改正に基づき、出先地でのアルコール検査の実施を中止すること。

嘘と誤魔化しで労働者に責任を転嫁するな！

安心して乗務に集中出来る環境を早急に構築するべきだ!!

JTSU-E
Hachioji MAIL NEWS
JR東日本輸送サービス労働組合 八王子地本
JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION - HACHIOJI
ホームページ
2020.11.18
No. 061
Twitter

八地申
第10号

出先地でのアルコール検知器故障による運休の責任を乗務員へ転嫁せず、リスクマネジメントを徹底した安全な鉄道を創り出す緊急申し入れ

１１月１８日
第１回交渉
開催！

10月15日、起床点呼時に始発列車の担当車掌からアルコールを検知した事から区間運休となりましたが、その後代替乗務員と運転指導担当からもアルコールを検知したことから検知機の故障であったにも関わらず、会社は「乗務員急病のため、中央線三鷹～豊田駅間で運休」とプレス発表を行いました。

主な議論

【会社主張】
食べ物や直前の飲食でアルコールが検知された場合は、うがいや洗顔で検出されなくなるのが一般的であるが、当時は「就寝前に内服液を服用した」という本人申告があり、アルコール検知器で2回検出されている事実を考慮して、体内にアルコール成分があると判断し欠在とした。その場面では誤った判断ではなく、「乗務員急病のため、中央線三鷹～豊田駅間で運休」とプレス発表を行った。

本人申告をもっと尊重するべきだ！

【組合主張】

そもそも本人が飲酒を否定しているにも関わらず、「20分後、３回目の検査を行う」というフロー通りの取り扱いを行わなかった！	機械の精度を過度に信用し、故障を想定した予備機を配置していない！また、他の社員でも同事象になり機械の不具合を認めた！	本区に戻り３回目の検知を行いアルコールが検知されなかったことから、欠在の取り消しと乗務の継続を指示した事により、急病ではなかったことを会社は認めている！

などの根拠を会社に主張したところ、

運休させた事は当該社員の責任ではないことを確認！

しかし、

「機械故障の原因が現段階では判明していない」として

プレス発表の訂正は行わない

対立！

第１項終了で交渉中断！安心して乗務に集中出来る体制の実現に向け
メーカーの調査結果を直ちに明らかにするべきだ！！

JTSU-E
Hachioji MAIL NEWS
JR東日本輸送サービス労働組合 八王子地本
JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION - HACHIOJI
ホームページ
2020.12.17
No. 072
Twitter

八地申
第10号

出先地でのアルコール検知器故障による運休の責任を乗務員へ転嫁せず、リスクマネジメントを徹底した安全な鉄道を創り出す緊急申し入れ

12月17日
第2回交渉
開 催！

10月15日、起床点呼時に検知器不具合によりアルコールが検知され、始発列車が区間運休となった事象で、当日使用されていたアルコール検知機の原因について回答を再度求めましたが、**メーカーからの回答が未だにない事から「故障と判断できない」との会社見解が示されました。**しかし、**原因が判明次第周知する事を確認しました。**

また、JTSU-E 八王子地本が第1回交渉においてアルコール検知器の予備機を増やすことを求めてきた結果、**三鷹車両センターに予備機が新たに設置され、豊田車両センターでは本体のアルコール検知器が不具合の場合は、JETS の物(同一品)を使用するフローに改善されました。**

「乗務員の睡眠を目的とした乗務の中断時間は、会社の管理下にあることから、出先地における起床点呼時のアルコール検査の中止」を求めるも・・・

対立！

鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準（抜粋）

第Ⅱ章 係員 Ⅱ－１ 第１０条（係員の教育及び訓練等）関係

６ 第３項の知識及び技能を十分に発揮できない状態のうち、１（１）の係員（本線を支障するおそれのない側線において移動する車両を操縦する係員を除く。６において同じ。）に対する酒気を帯びた状態の確認は、次のとおりとすること。

（１）仕業前後に対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により、酒気帯びの有無を確認すること。

（２）酒気帯びの有無の確認は、目視等によるほか、アルコール検知器を用いて行うこと。ただし、仕業前の確認以降、１(１)の係員が鉄道事業者の管理の下にある場合は、仕業後のアルコール検知器を用いた検査を省略することができる。

（３）仕業前に酒気を帯びた状態が確認された場合には、当該係員を乗務させないこと。

【組合の主張】

到着から起床まで外に出ることはない。何かあれば起床時間前であっても対応しなければならず、就寝時間であっても「会社の管理下だ！」

【会社の主張】

省令上の管理下とは、「飲酒しているかどうかの確認が出来る状況」を指す。

終業時のアルコール検知を省略するために、起床点呼時にアルコール検査を実施している！

だから

会社としては、省令上、仕業前後に酒気帯びの有無を確認しなければならない。就寝時間は「管理下から外れている」と国交省から説明されていることから、それに従っている。

飲酒の有無に関わらず、数値が出た＝飲酒時の取り扱いとなる現在のフローを、職場からのたたかいで作り直そう！！